

日常生活 支援・援助

◆補装具費の支給

対象身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている方で、補装具の交付や修理が必要な方

◆おむつ等助成事業

対象身体障害者手帳または愛の手帳を持っていて、常時寝たきりの状態の方(おむね3歳以上65歳未満)

◆寝具乾燥車派遣事業

重度の障害者で寝具の乾燥ができない方に月1回、寝具乾燥車を派遣。

◆重度身体障害者等緊急通報システム・火災安全システム

18歳以上の1人暮らしなどの重度身体障害者(2級以上)、特殊疾病患者(都の医療券をお持ちの方)の緊急時に消防庁に通報することができ、地域通報協力体制で速やかな援助を受けることができるシステム。

◆原子爆弾被爆者援護(居住地等変更届、医療費、各種手当の申請等)

対象被爆者、被爆者の子弟

介護人等派遣について

◆重度脳性麻痺者介護人派遣事業

20歳以上で脳性マヒによる障害の程度が1級の方が単独で野外活動することが困難な場合に派遣。

自立支援給付

◆居宅介護(ホームヘルプサービス)

身体介護や家事援助など、日常生活の支援を受けることができる。

◆重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人への自宅での入浴・排泄・食事の介護、外出時の移動支援等。

◆行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときの危険を回避するための必要な支援・外出支援。

◆重度障害者等包括支援

介護の必要性がとも高い人への居宅介護等の包括的サービス。

◆児童デイサービス

障害児の日常生活における

る基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等。

◆短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合等における、短期間の夜間も含めた、施設での入浴・排泄・食事の介護等。

療養介護

医療と常時介護を必要とする人への医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話。

◆生活介護

常に介護を必要とする人への昼間の入浴、排泄、食事の介護及び創作的活動又は生産活動機会の提供。

◆障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)

施設に入所する人への夜間や休日の入浴・排泄・食事の介護等。

◆共同生活介護(ケアホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居での入浴・排泄・食事の介護等。

◆自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間の身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練。

職業・生活などの総合的相談に応じています。(更生医療は本所のみ)

職業・生活などの総合的相談に応じています。(更生医療は本所のみ)

◆就労移行支援

一般企業へ就労を希望する人への一定期間の身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練。

◆就労継続支援(雇用型)・(非雇用型)

一般企業等での就労が困難な人への働く場の提供、知識及び能力の向上のための必要な訓練。

◆共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居での相談や日常生活上の援助。

地域生活支援事業

◆相談支援

障害者等からの相談対応、必要な情報提供や権利擁護のための必要な援助。

◆コミュニケーション支援

聴覚、言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人への手話通訳者の派遣等。

◆移動支援

円滑に外出できるための移動支援。

◆地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

◆日中一時支援

介護者が緊急その他やむを得ない理由により介護できないとき、障害者の日中における活動の場の確保及び一時的な監護の支援。

◆日常生活用具給付事業

主に重度(身体障害者手帳2級以上または愛の手帳

1月の女性悩みごと相談 ~羽村市との共同事業~
福生市 日時10日(水)・24日(水)午前9時~午後0時50分
場所市役所 1階市民相談室
羽村市 日時17日(水)・31日(水)午後1時30分~4時20分
場所羽村市役所東庁舎 1階福祉事務所内相談室
※福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へ申し込まれてもかまいません。予約制で先着3人まで(1人50分以内)
予約は、相談日の1か月前から電話で福生市市民相談係 ☎551・1511、羽村市市民相談係 ☎555・1111へ。

市内の障害者のための施設

◆知的障害者更生施設

知的障害者の方が施設に入所され、自立した生活を送るための指導・訓練を受ける福祉施設。

◆知的障害者グループホーム・ケアホーム

現に就労等されている知的障害者の方たちが、数人で世話人さんと生活する福祉施設。

◆精神障害者グループホーム

将来独立して生活できるよう、期限付で住まいを提供し必要な助言・援助を行っている施設。

◆精神障害者小規模通所授産施設

回復途上にある精神障害者が、地域社会における自立を目指し必要な訓練等を行う福祉施設。

市民の健康づくり 推進員を募集します

市では、「心も身体も笑顔で元気 みんなで築く健康のまち福生」を目指して、平成18年7月に福生市民健康づくりプラン「健康ふっさ21」を策定しました。「概要版」を全戸配布し、一人でも多くの市民の方が活動に参加していただけるよう、第一歩を踏み出したところです。

「健康ふっさ21」に基づき、市民の具体的な健康づくり事業とその活動を支援していく「市民の健康づくり推進員」にボランティアとして参加していただける方を募集します。

「これなら自分にも」と思われる方は、ぜひ応募してください。

公募期限12月22日(金)まで

申込み保健センター

各種手当・助成金

振込みのお知らせ

児童扶養手当を12月8日頃に振り込みます。

問合せ子育て支援課子育て支援係

高齢者住宅家賃助成金(8月~11月分)を、12月10日ごろに振り込みます。

問合せ介護福祉課高齢福祉係

特殊疾病患者福祉手当、心身障害者福祉手当を12月15日頃に振り込みます。

問合せ社会福祉課障害福祉係

市役所以外の相談窓口

社会福祉協議会(南田園 2-13-1 福祉センター内 ☎552・2121 FAX553・7532) ボランティアの育成や障害者の移送サービス、生活福祉資金の貸し付けなどを担当しています。

東京都心身障害者福祉センター(新宿区戸山3-1